

長崎県立大学バス使用基準要綱

制定 平成 20 年 4 月 1 日
一部改正 平成 24 年 4 月 1 日
一部改正 令和元年 10 月 15 日
一部改正 令和 3 年 4 月 1 日
一部改正 令和 4 年 11 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎県立大学（以下「大学」という。）が所有するバスの使用に関し必要な事項を定める。

(バス)

第 2 条 長崎県立大学バス（以下「バス」という。）とは、別表第 1 のバスをいう。

(使用範囲)

第 3 条 バスは、次に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 地域貢献活動（学長宛に要請がありそれを学長が認めたもの及び大学又は長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）から依頼したもの）
- (2) 大学及び法人の行事
- (3) 学外授業（実習、見学）等の教育活動
- (4) その他学長が特に必要と認めるもの

(使用基準)

第 4 条 バスの使用基準は、別表第 2 のとおりとする。

(使用手続)

第 5 条 バスの使用を希望する者は、使用責任者を定め、バス使用申込書（様式第 1 号）及び乗車人名簿（様式第 2 号）の所定事項に記入のうえ、使用を希望する日の属する週の 3 週前の金曜日（当該金曜日が休日の場合にはその前日）の 12 時までに、使用責任者の所属校総務課（シーボルト校にあつては総務企画課。以下「総務課」という）へ提出し、学長の承認を受けなければならない。

- 2 学長は、バスの使用を承認したときは、バス運行計画表兼使用承認書（様式第 3 号）を使用責任者に交付するものとする。なお、バスの使用希望が重複したときは、原則として申込順とする。

(承認の取消)

第 6 条 本学の運営上必要が生じた場合には、バス使用承認書の交付の後においてもその承認を取り消すことができる。

(使用申込事項の変更等)

第 7 条 使用責任者は、バス使用申込書の提出後又は使用の承認後において、使用申込事項に変更が生じた場合には、遅滞なく総務課へ使用変更申込書（様式第 4 号）を提出しなければならない。

- 2 使用開始後における行き先、経路の変更は認めない。ただし、天災、事故等やむを得ない事情による経路の変更については、使用責任者は、総務課へ連絡し、その指示を受け、変更することができるものとする。

(使用上の注意)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) バスを損傷しないように注意しなければならない。
- (2) 使用責任者は、使用者の故意又は重大な過失により生じたバスの損傷について弁償と責を負うとともに、その旨を学長に報告しなければならない。
- (3) 車内は禁酒、禁煙とする。
- (4) 車内へのアルコール類の飲み物、動物、刃物・モデルガン等の危険物及び毒劇物等の持ち込みを禁止する。

(事故及び危険の防止)

第9条 使用責任者は、運行中の車両の故障、病気その他の発生により運行継続が困難又は危険であると認められるときは、総務課に速やかに連絡し、指示を受けなければならない。

2 使用責任者は、運行中の方向転換、駐車及び踏切等においてバス誘導等の必要があると運転手が認めるときは、運転手に協力し安全を期さなければならない。

(事故後の処理)

第10条 使用責任者は、運行中に事故等が生じた場合には、その状況を直ちに総務課に連絡し、その指示を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事故等の内容が乗員の病気、負傷等人命に関わるものについては、総務課への連絡、指示を待たずに、使用責任者において適切な措置を講ずるものとする。

(免責事項)

第11条 天災地変、交通機関の事故その他不可抗力により、第5条の規定により承認された運行予定どおりに運行されない場合、大学はそれによって生じる損害賠償等の責任を負わない。

(経費の負担)

第12条 第3条の各号に掲げるもののうち、第1号から第3号は大学負担とし、第4号についてはその都度学長が定めるものとする。

(自動車任意保険)

第13条 自動車任意保険は別表第3の条件で大学が経費を負担し加入する。

2 前号に規定する条件と異なる条件で自動車任意保険に加入する場合の経費は、使用責任者の負担とする。

(補則)

第14条 この要綱により難い事情があるときは、あらかじめ学長の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月21日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日において既に予約等が完了している場合はこの限りでない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

長崎県立大学バスの種類

区 分	マイクロバス	大型バス
車 名	三菱2RG BE740G	三菱PKG MP35UPG
登録番号	佐世保200さ941	長崎200は180
乗車定員	29名	46名
保管場所	佐世保校	シーボルト校

別表第2（第4条関係）

バスの使用基準

区 分	マイクロバス	大型バス
乗車人員	10～29名	10～46名
使用可能者	長崎県立大学に所属する教職員及び学生	
使用期間	2日以内	
使用日時	原則「土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日、大学閉校日、車検、法定点検に要する日及び事故・故障等による修理に要する日」以外の日の9時00分～17時00分まで	
乗降車の場所	・佐世保校 ・シーボルト校 ・到着地若しくは最寄りの駐車場 ・休憩、トイレのための道の駅や高速道路サービスエリア等 ・緊急時以外は上記以外の途中乗降車は原則認めない	
使用場所	九州管内（離島を除く）	

別表第3（第12条関係）

自動車任意保険への加入

種 類	補 償 額
車両保険	時価
対人賠償保険	無制限
対物賠償保険	無制限
搭乗者障害補償保険	1000万円/人
人身障害補償保険	3000万円/人